

CURVER LUXEMBOURG, SARL v. HOME EXPRESSIONS INC.事件、上訴番号2018-2214 (CAFC、2019年9月12日)。Chen裁判官、Hughes裁判官、Stoll裁判官による審理。ニュージャージー州地区地方裁判所(McNulty裁判官)の判決を不服としての上訴。

背景:

Curver社は、Home Expressions社が(i)「Pattern for a Chair(椅子のパターン)」という名称を有し、(ii)「Ornamental design for a pattern for a chair(椅子のパターンの装飾デザイン)」をクレームに記載している意匠特許を侵害していると主張した。Curver社は、Home Expressions社が製造および販売するバスケットには、クレームに記載の意匠パターンが組み込まれているため、特許を侵害していると主張した。

意匠特許の図は、意匠パターンを示しており、製造品に具体化されていない。原出願の特許は家具部品のパターンに関するものであったが、Curver社は、審査中に審査官が指示したように、意匠の特定物品を指定しなかったため名称に関する異議に応答して、「a chair(椅子)」と記載するため名称を補正した。

地方裁判所は、特許の範囲を解釈し、被疑製品を解釈範囲と比較し、被疑バスケットが侵害されているか否かを判断した後、規則12(b)(6)に基づき訴状却下を求めるHome Expressions社の申し立てを認めた。地方裁判所は、被疑バスケットが侵害されているか否かを判断した際に、通常の観察者であるならば、装飾用の「Y」の意匠が適用された椅子を装飾用の「Y」の意匠と思い、Home Expressions社のバスケットを購入することはないであろうとした。

争点/判決:

地方裁判所は、意匠特許の範囲がクレームの用語により限定されていると判断することにより、間違いをなしたか。否、原判決が確認支持された。

審理内容:

上訴にて、Curver社は、侵害の判断は、クレームの文言ではなく、特定の製造品を説明していない図に基づき行うべきであると主張した。CAFCは、図面に椅子が存在しないため、これが意匠特許の範囲を、表面の装飾意匠自体の範囲であると解釈するという要求であると解釈した。これは先例のない訴訟事件であった。なぜなら、CAFCは、製品が図に示されていないため、製造品を指定するクレーム文言が意匠特許の範囲を限定すべきか否かを検討する必要があった最初の案件であったからである。

CAFCは、意匠特許の範囲を表面装飾意匠自体の範囲と解釈するというCurver社の要求を拒否した。CAFCは、意匠特許の範囲は、実用特許とは異なり、文言ではなく図面により従来規定されていると認定した。しかし、CAFCは、クレームの文言は、図のどこにもない製造品の唯一の例を提示する場合、意匠特許の範囲はクレームの文言により限定される可能性があるとした。従って、CAFCは、製造品を識別するためにクレームの文言が必要な際に、意匠特許のクレームの範囲は、図とクレームの文言の組み合わせにより規定可能であると判断した。

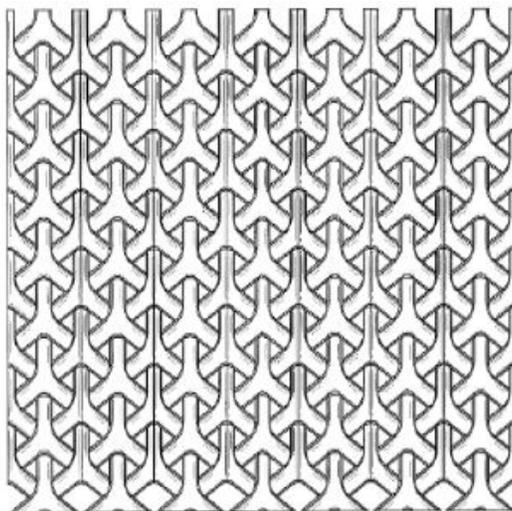


FIG. 1

Curver社の意匠特許の図1



Home Expressions社の被疑バスケット